

## 森林経営管理制度運用の理解促進と 意向調査対象者への施業推進の支援

### 1 テーマの趣旨・目的

オホーツク総合振興局西部森林室が管轄とする7市町村においても、森林経営管理制度に関する取組が行われ、手入れの実施されていない森林について整備が進められているところであるが、制度の運用を担う市町村担当者は林務経験が浅く兼務体制が多い。また、制度の運用による森林所有者への意向調査は実施されたものの、その後の対応に苦慮している。このため、市町村担当者が、制度の運用に必要な知識・技術力を習得し、適切な制度運用ができる体制づくりと森林整備を推進するための普及指導活動を行った。

### 2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

#### (1) 現状

市町村では林務経験の浅い職員や兼務職員が多く、本制度の理解に乏しい状況にあるほか、管内の4町村（湧別町、遠軽町、西興部村、雄武町）においては、意向調査を実施した後の対応が停滞している状況であった。このため、令和5年から2カ年の林業普及指導事業活動計画重点課題として、次の2点について取組を行うこととした（図-1）。

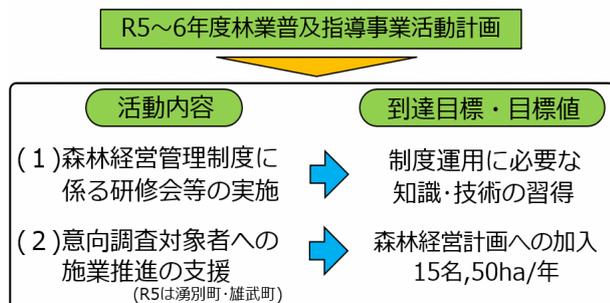


図-1 林業普及指導事業活動計画の重点課題

#### (2) 取組内容

##### ① 森林経営管理制度研修会の開催

市町村職員等を対象に森林経営管理制度についての研修会を開催した（写真-1）。森林経営管理制度により森林整備を行った実績を持つ札幌市職員から、取組事例の報告を受けるとともに、全体ディスカッションを通じ制度の理解や実務について知識の向上を図った。



写真-1 森林経営管理制度研修会

##### ② 意向調査対象者への計画推進

意向調査で回答があった所有者に対し、当森林室と町村職員により森林の現地調査や自宅訪問（写真-2）を行った。現地調査で得た情報を元に林分診断書を作成し施業提案を行い、森林整備に対する前向きな意向があれば森林経営計画への加入を促した（目標値：人数15名・50ha/年）。



写真-2 所有者訪問

加えて、森林の現地確認作業などを行う際には、町村職員の制度や森林整備に対する理解の促進を図るため、

技術指導を実施した(写真-3)。また、現地調査においては、UAVによる空撮(写真-4、5)を積極的に行い、所有者が森林の現況を把握しやすい資料の提供が行えるよう努めた。



写真-3 現地調査時における町村職員への指導



写真-4 UAV活用の様子



写真-5 航空写真を活用した資料

### (3) 成果

以上の活動を展開した結果、令和5年7月に開催した森林経営管理制度研修会には27名が参加し、参加者から積極的な質問があった。また、全体ディスカッションによる議論を通して、制度の運用に必要な知識・技術の習得に繋げることができ、制度の情報に関する市町村間

の繋がりを構築することができたと考える。

次に、湧別町と雄武町の2町において、11名、145haについて既存の森林経営計画への加入に繋げることができた。このうち、実際に人工林施業の実施が期待できる面積は50haとなった。

以上のことから、意向調査が進捗したことに加え、町村職員の知識・技術力の向上により森林管理の体制が充実し、所有者訪問等の個別指導により、所有者の意欲喚起に繋がったものとする。

### (4) 課題

#### ① 不在村者等へのアプローチ

令和5年度の活動において不在村者等への対応が出来なかったため、町村等と連携しアプローチ方法の再検討が必要である。

#### ② 所有森林を手放したいという意向も多数

林地流動化が図られるような情報整理及び対応の検討が必要である。

## 3 今後取組むべき内容

### ① 具体的な手法

不在村者へのアプローチについて町村と連携し、隣接市町村及びオホーツク管内に在住の不在村所有者への訪問等や、再度郵送等による意向の確認を実施する。

また、所有者が手放したい意向の森林について、林地流動化が図られるよう、山つくり在意欲のある所有者等へ情報提供できるような仕組みを検討する。

### ② 理由及び期待する成果

不在村の所有者についても可能な限り直接接し推進すること、及び意向調査から5年が経過しているため再調査を検討し意向を再把握することで、意識の変化に期待し対応したい。

また、林地流動化については、意欲ある所有者に森林が受け継がれていく体制を構築することにより、未整備森林の減少に繋がる。

以上の取組により、計画的な森林整備の推進及び木材利用等へと繋がり、森林資源の循環利用に寄与するほか、町村職員との連携により、自治体の本制度への理解促進と自発的に活動する意識の醸成が図られる。